# 令和元年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例に関する法律 （令和三年法律第四号）

財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第六条第一項の規定は、令和元年度の一般会計歳入歳出の決算上の剰余金については、適用しない。

# 附　則

この法律は、公布の日から施行する。